

無線局免許(再免許)申請書

年 月 日

(提出日を記入)

九州総合通信局 殿

収入印紙貼付欄

* 申請する合計額の収入印紙を割印等せずに貼付してください。

(県等の収入証紙や切手は不可)

* 手数料は無線機の出力によって次のとおりです。

・ 1 W以下 3,450 円 (×局数分) + 480 円 (×枚数分)

・ 5 W以下 3,700 円 (×局数分) + 480 円 (×枚数分)

✓ 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□ 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□ 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

また、上記の申請に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

記

1 申請者 * 代理人に依頼する場合、委任状を添付の上、「1」枠下に「代理人」欄を挿入して記入

住 所	都道府県一市区町村コード [* 不明な場合は記入不要] 〒(—) * 「法人」又は「団体」の場合、本店又は主たる事務所を記入
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ * 「法人」又は「団体」の場合、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入 * 「個人」の場合は個人名のみを記入
法人番号	* 不明な場合は記入不要

2 電波法第5条に規定する欠格事由(注7)

開設しようとする無線局	無線局の種類(法第5条第2項各号)	✓ 該当 □ 該当しない
相対的欠格事由	処分歴等(同条第3項)	□ 有 ☒ 無

電波法第5条第3項に規定する欠格事由(電波法違反で処分された等)に該当しない場合は「無」

3 免許又は再免許に関する事項

① 無線局の種別及び局数	簡易無線局 ○局（申請局数）
② 識別信号	*記入不要
③ 免許の番号	*記入不要
④ 免許の年月日	*記入不要
⑤ 希望する免許の有効期間	*有効期間を短縮したい場合のみ記入（通常５年間）
⑥ 備考	*上記「2」の処分歴等の欄が「有」に該当する場合は、その内容を記入 *複数の無線局を免許申請する場合は、手数料の内訳を記入 （例） 1 W 3,450円× 5局+480円×1枚=17,730円 <u>5 W 3,700円×10局+480円×2枚=37,960円</u> 55,690円

4 電波利用料

- ① 電波利用料の前納（電波利用料の毎年払いを希望する場合は「無」にチェック、複数年分の前納を希望する場合は「有」と「前納に係る期間」にチェック）

電波利用料の前納の申出の有無	☐ 有 ☐ 無 *いずれかにチェック
電波利用料の前納に係る期間	☐ 無線局の免許の有効期間まで前納します(電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。) ☐ その他(年)

- ② 電波利用料納入告知書送付先(「法人」の場合に限る。)

□1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード [*不明な場合は記入不要]
	〒(—)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
	*申請担当者を記入
電話番号	*日中に当局から連絡可能な電話番号（固定電話と携帯電話、どちらでも可）を必ず記入してください
電子メールアドレス	